

令和5年3月6日

愛南町議会

議長 原田 達也 殿

産業厚生常任委員会

委員長 鷹野 正志

所管事務調査報告書

産業厚生常任委員会の所管事務の調査を実施したので、愛南町議会会議規則第76条の規定により、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

《第1回》

- 1 日時 令和4年7月22日(金) 午後2時18分から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
鷹野 正志、嘉喜山 茂、吉田 茂生、少林 法子、
佐々木 史仁、中野 光博、山下 正敏、原田 達也(オブザーバー)
- 4 調査事項
愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について
- 5 説明員の職及び氏名
環境衛生課 課長 山本 正文、同課長補佐 谷岡 誠司
- 6 調査内容
課長から条例に係る現状、概要の説明等①から④の項目について机上説明を受ける。その後、今後の検討方法、スケジュール等について協議した。
 - ① 現条例及び令和3年3月議会定例会提案条例案(以下「条例案」という。)について説明を受けた。
 - ② 参考となる自治体の事例として、長野県伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例(以下「伊那市条例」という。)の提示を受けた。
 - ③ 参考となる関係法令等の提示を受けた。
 - ④ その他、一本松地域の区長の意見等について説明を受けた。

《第2回》

- 1 日時 令和4年7月29日(金) 午前10時から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
鷹野 正志、嘉喜山 茂、吉田 茂生、少林 法子、
佐々木 史仁、中野 光博、山下 正敏、原田 達也(オブザーバー)
- 4 調査事項
愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について
- 5 説明員の職及び氏名
環境衛生課 課長 山本 正文、同課長補佐 谷岡 誠司
- 6 調査内容
①から③までの事項について検討等を行なった。詳細は次のとおり。
① 課長から条例案と伊那市条例について、対比表を基に机上説明を受ける。
② 対象とする施設、設置禁止区域、許可の基準等具体的検討項目について協議した。
③ 太陽光発電施設の町内の設置状況について把握するため、次回委員会で現地調査を行うこととした。

《第3回》

- 1 日時 令和4年8月12日(金) 午前9時から
- 2 開催場所 町内・議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
鷹野 正志、嘉喜山 茂、吉田 茂生、少林 法子、
佐々木 史仁、中野 光博、山下 正敏、原田 達也(オブザーバー)
- 4 調査事項
愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について
- 5 説明員の職及び氏名
環境衛生課 課長 山本 正文、同課長補佐 谷岡 誠司
- 6 調査内容
町内各所で現地調査を行った。
①から③までの事項について検討等を行った。詳細は次のとおり。
① 太陽光発電施設の町内の設置状況について把握するため現地に赴き、町内における課題の把握に努めた。
② 課長から現在の国の検討状況について机上説明を受けた後、今後の検討方針等について協議した。

- ③ 第2回委員会での結果を基に作成した資料に基づき、具体的課題について検討した。
- ④ 協議の結果、国の方向性を見極めることが重要との結論に至り、継続審査とすることを決定した。

《第4回》

- 1 日時 令和5年2月2日(木) 午前10時から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
鷹野 正志、嘉喜山 茂、吉田 茂生、少林 法子、
佐々木 史仁、中野 光博、山下 正敏、原田 達也(オブザーバー)
- 4 調査事項
愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について
- 5 説明員の職及び氏名
環境衛生課 課長 山本 正文、同課長補佐 谷岡 誠司
- 6 調査内容
課長より資源エネルギー庁の資料を基に国の動向について説明を受けた後、今後の条例のあり方について協議し、改正すべき事項等を取りまとめて報告書を作成することを確認して審議を終了した。

調査結果報告

当委員会は、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例のあり方について取りまとめたので、その結果を報告する。

(1) 現状及び背景

我が国における再生可能エネルギーの導入は、平成24年7月に施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ法」という。)によって大きく拡大し、電源構成における再エネ比率は、FIT制度導入前の平成23年度の約10%から2020年度には約20%にまで倍増した。

他方で、多様な事業規模の事業者等が新規参入することに伴い、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は高まっている。

愛南町においても、FIT制度開始当初から地域でトラブルが発生しており、これまで再エネ条例を施行し、事業者に対し地域との適切なコミュニケーションを図ることを求めるなど問題の解消に努めてきているが根本的な解決策にはなっておらず、愛南町の対策が求められている。

(2) まとめ

このような背景から、本委員会では再エネ条例の改正により制度を進化させることが問題の解決につながるものと考え検討を行ってきた。

具体的には、課題を洗い出した上で、国の動向、他市町村の事例を調査し、設置区域、許可基準、地域との合意形成、対策や運用のあり方について協議を行った。しかし協議を進めていく過程において、国において制度を見直す動きがあることが判明し、その内容は再エネ法の改正、具体的な内容をガイドライン等で定めることなどであったことから、委員会としてはその結論を待って協議を行うことを決定し、動向を注視してきた。

本年に入り、国において再エネ法の改正を行う方針が示されたことから、年度内に条例の具体的な改正内容を示すことは困難と判断し、国の中間報告の内容を踏まえ、次の事項を条例に規定することを提案し本委員会の報告とする。

- ① 発電施設の設置制限区域について、協力の要請ではなく事業の抑制という一歩踏込んだ内容とすること。
- ② 許可の基準等に係る規定を定めること。
- ③ 許可の取消し、処分等に関する意見聴取、報告の徴収及び立入調査に係る規定を定めること。
- ④ 低圧など小規模施設についても説明会の開催を要件とする等、地区との合意形成に配慮すること。

最後に、本条例は制定の目的にあるように、愛南町の豊かな自然と町内に豊富に存在する自然エネルギー等の資源を活かし、調和のとれた再エネの普及を促進するための措置を講じ、地域の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的として制定された、再エネの促進と規制の両面を併せ持つものである。

しかし、国の制度の不備もあり、国と愛南町間の連携がとれないなど制度設計の甘さから混乱を招いていることは否めず、国の制度を補完するため、地方自治体が条例により再エネの普及を図りつつ規制を行っていくことには限界も見える。

本来、許可基準等は制度を主導する国が法令で定めることが望ましく、今後の再エネ法の改正により、国が目指す持続可能な社会づくりのための再エネの普及促進が図られることを期待するものである。

以上、産業厚生常任委員会の意見を集約した調査結果報告とする。